

平成 24 年第 1 回定例会 企画建設委員会（平成 24 年 3 月 2 日）

【補正関係：質問項目】

1. 地方バス路線維持対策事業について
2. 補正率が大きいものについて
3. 県営住宅の管理について
4. 住宅供給公社優遇について（地域優良分譲住宅事業）

【質問本文】

1. 地方バス路線維持対策事業について

■ 質問（しもづる）

私からは、補正予算等説明書十三ページの下の地方バス路線維持対策事業四億三千万円の補正について何点か伺いたいと思います。

まず一点目は、この額についてなんですけれども、これは補正で上げてきているわけですが、これはトータルで四億三千万円なのか、補正は差額を上げてきているのかということの確認と、補正で上がってきている理由、つまり当初じゃなくて補正で上がってきている理由についてお聞かせください。

□ 答弁（交通政策課長）

額はトータルでございます。

それと三月補正で上げている理由のお尋ねでございますけれども、この制度は、いわゆる国庫バスの補助制度でございます、国と県との一対一の協調補助の制度でございます。

バス事業というものは、会計期間が十月から九月という会計期間になるんですけれども、その協調補助であります。協調補助というか国庫補助のバスですので、国が主導的な形になっているんですが、その国の分の補助額が決定されるのが、会計期間が十月から九月ですので、その会計期間が終わって十二月ごろに国のほうの補助額が確定すると。県は国と同額を出しますので、国の十二月前後の確定を待って、その後の三月補正で予算計上をさせていただいていると。例年こういう形でさせていただいているところでございます。

■ 質問（しもづる）

制度の中身について少し伺いたいんですけれども、議案等の概要には、補助率二分の一で国と協調とあるわけですが、これは国とあわせて欠損額の二分の一を補助するものなのか、それとも二分の一ずつやるものなのか、ちょっとそこを教えてください。

□ 答弁（交通政策課長）

国二分の一、県二分の一でございます。

### ■ 質問（しもづる）

そうすると、この欠損額を国が二分の一、県が二分の一ということで、合わせて欠損額を十分の十、一分の一を埋めるものなのかという確認をとりたいのが一つと、この補助対象、補助の要件として、これは県で裁量があるものなのか、それとも国が、例えば路線も認めているので、こういう欠損額はこういうものであるというふうにして、国ががちがちに決めているものなのか、ちょっとそこを教えてください。（「一点目は確認ですか」という者あり）

一点目は、国二分の一、県二分の一で欠損額を全部埋める制度なのかどうかという確認です。

### □ 答弁（交通政策課長）

制度のたてつけについての御質問でございますけれども、まず、赤字を全部埋める形になっているのかという御質問かと思いますが、バス補助の制度については、欠損額に対して補助するというよりも運行経費に対する補助でございますので、赤字額をすべて埋めるという考え方ではございません。

関連になりますが、離島航路のほうにつきましては、一事業者一航路という形になってございますので、欠損額が念頭にございますけれども、バスの場合は運行経費を対象に補助を行ってございます。

それと自治体に裁量があるのかという御質問でございますけれども、対象路線の要件については、補助要綱のほうで決まっております。例えば複数市町村をまたがることであるとか、一日当たりの輸送量なり走行回数が一定以上なければいけないというような基準が要綱で定められております。その基準に基づきまして、各県それぞれが県バス対策協議会という組織を持っておりまして、その中で要件に照らして、どの路線を対象とすべきかというものを関係自治体等で構成される協議会の中で協議をして対象路線を決めていくと。その対象路線を決めた上で国のほうに申請をしていくという制度になってございます。

なので、具体的にどの路線を拾っていくかという問題については、ある程度は自治体のほうに裁量がある制度になってございます。

### ■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

なぜ、これを伺ったかといいますと、県の支出として四億三千万円出ているということで、なかなかの額であるわけですが、地方バス路線の維持というのは、もちろん必要なことではあるんですが、なるべく少ない額で同じ目的を達成できるようにしていくという、これも必要なのではないかなと思っ  
ているんです。よく鹿児島市外に視察とか行ったときに車で走っていてバスとすれ違いますと、中を見ると五十人乗りぐらいの大きいバスに数人しか乗っていないと。人口面で仕方がないのかもしれないんですが、この対象路線の選定に当たって、補助要綱という話がありましたけれども、対象路線の選定に当たって、例えば実際乗ってくる人たちの数に合わせた規模のバスを整備していることだとか、五人ぐらいしか来ないところだったら、五十人乗りを走らせずに二十人乗りぐらいのものを走らせて少

しでも赤字額を減らす努力をしているだとか、そういうところってこの対象路線の選定に当たって考慮はしているものなのですか、いないものなのですか。

□ 答弁（交通政策課長）

対象路線の選定に当たっては、委員が御指摘されたように、やはりできるだけ費用は落としたい。ただ、利便性も確保したいというそのバランスで日々悩んでいるところでございます。委員が御提案されたような内容そのものではないんですが、似ているかなと思うところもこの制度の中には盛り込まれております。

具体的に言いますと、先ほど一定数以上の利用が見られることも要件になると申し上げましたけれども、それを下回る場合については、補助がカットされるという形でなっておりますので、余りに非効率な路線については、対象になり得ない。また、利用に応じて国庫補助の額が減額されるような仕組みになってございますので、事業者のほうとしましてもできるだけ収支率を上げるとか利用をふやすというようなインセンティブが働く制度設計になってございます。

■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

ぜひちゃんと経営努力をしているところが報われるような、そういう制度づくり、制度設計を進めていただけるよう要望して終わります。

## 2. 補正率が大きいものについて

■ 質問（しもづる）

私から数点伺いたいと思います。

まず一点目は、道路建設課と道路維持課に伺います。

補正予算等説明書二十一ページの道路橋りょう管理費の部分が、率にして大体五倍、六倍の補正がかかっていると思うんですけれども。補正前が百五十一万円、補正額が八百十六万円。

それとあわせて道路維持課の二十三ページの下のほう、橋りょう新設改良費における職員給与関係費も当初三百九十一万円に対して補正額が千六百六十九万円と数倍の補正がかかっているわけですけれども、このあたりの理由、事情について教えてください。

□ 答弁（道路建設課長）

二十一ページの上のほう、道路橋りょう管理費の補正額、当初が百五十一万三千円、補正額が八百十六万七千円ですけれども、この右側の説明欄のところに、市町村からの派遣職員の人件費に係る補正と、主な理由を書いております。これは、職員の人事交流で、うちの課には薩摩川内市の職員を一人派遣していただいております。これが平成二十三年、四年の二カ年の予定でございます。

二十三年度の当初予算を組むときは、まだ確定しておりませんでした。確定したのが、三月三十一日  
でございました。この職員の人件費につきましては、鹿児島県が負担して、その負担を薩摩川内市に払  
って、薩摩川内市から職員の人には賃金が払われる、そういう仕組みでございます。

そういうわけで、当初予算に計上していなかったものを補正で計上するものでございます。  
説明は以上です。

□ 答弁（道路維持課長）

予算書の二十三ページ、橋りょう新設改良費の職員給与関係費でございますけれども、これにつつま  
しては、十二月補正で三億六千五百八十万円の事業費を補正しておりまして、それに関する人件費等  
を三月で補正を計上した。それが主なものでございます。

### 3. 県営住宅の管理について

■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

それでは次に、建築課のほうにお伺いいたします。

まずは、資料五十五ページの一番下、県営住宅管理費のところなんですけれども、この県営住宅の管  
理というのは、どこがどういう手続を踏まえてやっているのか、まず、教えてください。

□ 答弁（住宅政策室長）

県営住宅の管理につきましては、まず、離島を除く本土分につきましては、いずれも公募による指定  
管理者というのをとっております。現在管理をしておりますのは、鹿児島市内については、財団法人  
の鹿児島住宅建築センターで、鹿児島市外の部分につきましては、南日産業グループ（後ほど「南和産  
業グループ」に訂正の発言あり）というところが現在管理をしております。

離島につきましては、現在は鹿児島県の出先のほうで管理をしているという状況でございます。  
以上です。

■ 質問（しもづる）

それでは、ここの県営住宅管理について、財源と、あと委託する際に委託費というのが発生しようか  
と思いますけれども、その算定について教えていただきたいと思います。

といいますのは、イメージでは、最初に幾らでという契約があってお願いするのかなというイメージ  
があって、ここで、少額ではありますけれども、十七万九千円の補正が上がってきているので、そこが  
なぜなんだろうというふうに気になるものですから、お願いします。

□ 答弁（住宅政策室長）

済みません、先ほど鹿児島市外につきまして、「南日」と申し上げましたが、「南和産業グループ」の  
間違いでございます。訂正いたします。鹿児島市外ですね、鹿児島市外は「南和産業グループ」でござ

います。

あと、今回の補正でございますが、これは県営住宅の駐車場の管理協議会に対する委託料の減額というものの、それとあと共益費の県負担分の増というものでございます。

管理費の財源でございますが、主に県営住宅の家賃が財源になってございます。

#### 4. 住宅供給公社優遇について（地域優良分譲住宅事業）

##### ■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

続いて、資料五十六ページ並びにあと債務負担行為に関する五十九ページに関するところで伺いたいんですが、この地域優良分譲住宅というのが記載がございます。この地域優良分譲住宅というのは、どのような要件で、かつ利子補給に関しては財源はどこからやってくるものなのかについて教えてください。

##### □ 答弁（住宅政策室長）

まず、地域優良分譲住宅でございますが、本事業は、住宅供給公社と、あと住宅金融支援機構が共同して行うものでございまして、公社の分譲地につきまして、購入された方に対して住宅金融信用機構のフラット35、この融資を受ける者について、当初の五年間、融資残額の約1%程度を補助するものでございます。

要件といたしましては、フラット35にあります省エネ性能ですとか耐久性、維持管理性能、こういったものを満たしたものが対象となります。

財源は一般財源でございます。

##### ■ 質問（しもづる）

同じところで一点確認なんですけれども、この地域優良分譲住宅、要件に該当すれば利子補給が受けられるということなんですけれども、これは、この要件に該当するのは、公社が供給するものだけになるんですか、それとも民間のも含まれるわけですか。

##### □ 答弁（住宅政策室長）

制度としては公社の分譲地を対象にしてございます。

##### ■ 質問（しもづる）

そこで、一般財源ということの確認なんですけれども、これは例えば交付税とかの何か算定でやってくれるとかということじゃなくて、もう丸々県で出さなきゃいけないものになっているんですか。

##### □ 答弁（住宅政策室長）

一般財源になっているというふうを考えております。

■ 質問（しもづる）

ちょっと今の点はちょっと時間取って調べていただいて、もう一点だけ質問があるので、さきにそちらをしたいと思います。

五十八ページの繰越明許費のところ、県営住宅建設用地取得造成事業の二億八千万円余り、並びに県営住宅建設事業二億三千万円余りが繰越明許費で立っていますけれども、これはどこのことなのか確認をしたいので教えてください。

□ 答弁（住宅政策室長）

まず、県営住宅建設用地取得造成費の約二億八千七百万円でございますが、これは、松陽台団地の未分譲地の用地取得分でございます。

それから、下の県営住宅建設事業約二億三千八百万円でございますが、これは同じく松陽台でございますが、場所は住宅施設等用地 2) という部分でございます。

それから、先ほどの地域優良分譲住宅供給助成事業でございますが、財源は一般財源でございます。以上です。

■ 質問（しもづる）

わかりました。

以上です。ありがとうございます。